

事業計画

1. 平成 27 年度事業の概要

港湾におけるウォーターフロントに関する開発・振興支援、啓発普及、調査研究等を行うことによりウォーターフロントの健全な発展を図り、もって豊かなウォーターフロントづくりに寄与することを目的として次の事業を行う。

- (1) ウォーターフロント開発・振興支援事業
- (2) ウォーターフロント啓発普及事業
- (3) ウォーターフロント調査研究事業
 - 1) ウォーターフロント研究開発事業
 - 2) ウォーターフロント開発調査事業
- (4) 汚濁防止膜再利用カーテン引張強度証明制度の運用事業

2. 事業計画

(1) ウォーターフロント開発・振興支援事業（公益目的事業）

ウォーターフロントの開発・振興は、港湾所在市町村、民間、NPO等各種団体及びボランティアにより、各地において広く進められている。これらの活動を支援し、豊かなウォーターフロントづくりを進めるため、次の事業を実施する。

- 1) ウォーターフロント振興支援（助成）事業の実施
 - 2) 「みなとオアシス全国協議会」の運営
第7回総会を9月18日(金)にみなとオアシスみやこにおいて開催する。
 - 3) 「みなとオアシスSea級グルメ」及び「港弁」の振興支援
「第6回みなとオアシスSea級グルメ全国大会 in 宮古」をみなとオアシスみやこにおいて、みなとオアシス全国協議会にあわせて9月19日(土)～20日(日)に、「第7回みなとオアシスSea級グルメ全国大会 in 鳥羽」をみなとオアシスとばにて10月31日(土)～11月1日(日)に開催する。
 - 4) 「みなとの博物館ネットワーク・フォーラム」の運営
平成27年度総会を6月19日(金)名古屋海洋博物館において開催する。
 - 5) 国、関係団体への要望活動
国土交通省港湾局をはじめ関係各方面に対して、当協会の活動への指導・協力について要望活動を行う。
- ### (2) ウォーターフロント啓発普及事業（公益目的事業）

各地におけるみなとまちづくり活動の広がりを受け、ウォーターフロント協会は「みなとまちづくりマイスター」認定制度をつくり、「みなとまちづくり研究会」をはじめ、各種の研究活動を行っている。これらの研究成果の発表等豊かなウォーターフロントづくりのための啓発普及を行う。
このため、次の事業を実施する。

- 1) 「みなとまちづくりマイスター」の認定
みなとまちづくりマイスターの認定を海の日付で行う。また、みなとまちづくりマイスター認定記念シンポジウムを8月に東京で開催する。
- 2) みなとまちづくり研究会

第16回みなとまちづくり研究会は5月18日(月)東京で開催する。

- 3) ウォーターフロント研究サロンの開催
毎月1回、当協会において、知見ある講師による幅広いテーマでの講演及び討議を行う。講演内容については、メールマガジン「WFニュース」で随時報告し、主要テーマについては「ウォーターフロント研究レポート」として発行する。
- 4) ウォーターフロント環境研究会の開催
「海洋環境保全技術委員会」において、汚濁防止膜に関する課題について研究を進めていく。
- 5) ウォーターフロント研究レポート、機関誌「ウォーターフロント開発」等の発行
- 6) 「ウォーターフロントに関する商品・企画・アイディアの紹介」
ホームページ等に掲載する。
- 7) クルーズヤーヨット「ユーホリアン」体験乗船
- 8) メールマガジン、ホームページ等による情報発信及び情報交換。

・メールマガジンは次の4種を配信。

- ① WFニュース
ウォーターフロントニュースを毎月1回配信する。
- ② みなとまちづくり通信
各地のみなとまちづくりに関する情報を毎月1回配信する。
- ③ みなとオアシス便り
みなとオアシス全国協議会の事務局として、各みなとオアシスに関する情報等を毎月1回配信する。
- ④ みなとの博物館情報
みなとの博物館ネットワーク・フォーラムの事務局として博物館の催しに関する情報等を毎月1回配信する。

(3) ウォーターフロント調査研究事業

1) ウォーターフロント研究開発事業（公益目的事業）

ウォーターフロントに関する情報収集や調査研究を行い、広く成果を報告する。
このため、次の事業を実施する。

- ① 各地のみなとまちづくりに関する情報収集
- ② 海外のウォーターフロントに関する情報収集
- ③ ウォーターフロントに関する調査報告

2) ウォーターフロント開発調査事業（収益目的事業）

各地で行われているウォーターフロントに関する調査について、受託調査、情報提供などを行う。

このため、次の事業を実施する。

- ① ウォーターフロントに関する受託調査
- ② ウォーターフロントに関する情報提供

(4) 汚濁防止膜再利用カーテン引張強度証明制度の運用事業（収益目的事業）

「汚濁防止膜再利用カーテン引張強度証明制度」について、今年度より広く開かれた制度として運用する。